令和５年度
社会福祉法人・施設指導監査説明会

令和5年（2023年）6月
福祉部　福祉指導監査課

1

はじめに

日ごろより、豊中市の福祉行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

法人・施設におかれましては、本市の地域包括ケアシステム推進に向けて、利用者やご家族の皆様はもちろん、地域住民の皆様から信頼され、地域における公益的な取組みが広がることを期待しております。

令和5年度の法人・施設等への指導監査の実施でございますが、本説明会終了後から実施を予定しておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

2

○ 説明会 次第 ○

○ 令和4年度社会福祉法人等の指導監査結果（実績報告）について
○ 令和5年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針の変更点について
○ 周知事項①
・好事例集のお知らせ
・社会福祉連携推進法人制度HPのお知らせ
・e-ラーニングのお知らせ
○周知事項②
・不適切な保育の防止に向けて
○ 事務連絡

3

令和4年度社会福祉法人等の指導監査結果（実績報告）

4

（4）主な指導事項　P.12

15法人及び204施設に対し、指導監査を実施した結果、全体で444件（文書指導278件、口頭指導166件）の指導及び146件の助言を行いました。

5

①社会福祉法人　P.12

○本部運営

・評議員会及び理事会の決議について

評議員会又は理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否については、その決議を行う前に確認するよう指導しました。

なお、招集通知と併せて、議案に**特別の利害関係**を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、法人の規程で、決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に改めて確認する必要はありません。

6

「特別の利害関係」とは、

・評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものです。

・理事については、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものです。

「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議等の場合があります。

7

【具体的な指導事項】　P.12

○評議員会の決議を行う際は、特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認すること。
○理事会の決議を行う際は、特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が理事について確認すること。

8

・理事長及び業務執行理事による理事会への報告について　P.13

理事長及び業務執行理事は、３ヶ月に１回以上（定款で毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で年２回以上とすることも可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務がありますので、理事会に報告するよう指導しました。

報告内容について法令等の定めはありませんが、例えば、法人が実施する社会福祉事業、公益事業、収益事業等の運営状況及び経営状況、地域における公益的な取組の進捗状況、理事長等の専決事項、その他重要事項等の報告を行います。

9

理事長の職務の執行状況の報告は、理事会への報告の**省略の規定**（理事及び監事の全員に理事会に報告すべき事項を通知することによって理事会への報告を省略する規定）**を適用することはできません。**

【具体的な指導事項】　P.13

○理事長及び業務執行理事は、理事会で自己の職務の執行状況の報告が行われていないので、４ヶ月を超える間隔で２回以上、理事会に報告すること。

10

○本部会計　P.13

・経理規程について

社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のための必要な事項について経理規程に定めるものです。経理規程においては、法令等及び定款に定めるものの他、社会福祉法人が会計処理を行うために必要な事項（予算・決算の手続等）について定めるものです。社会福祉法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるとともに、経理規程を遵守するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○経理規程の内容が会計基準省令に準拠するよう改定すること。
○小口現金の運用について、経理規程で規定されている保管限度額を超過していたため、経理規程に従って会計処理等の事務処理を行うこと。

11

・社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等の作成について　P.13 P.14

社会福祉法人の会計は、定められた会計処理の原則（「正規の簿記の原則」「明瞭性の原則」「継続性の原則」「重要性の原則」）に従って正確な計算を行うものです。計算書類等は、社会福祉法人の状況に関して施設の利用者、その他の家族、利害関係者をはじめ一般市民に公開するものであるため、基準に則した計算書類等を作成するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○事業を同一建物で行われているが、共通経費については合理的な按分基準で定め、それぞれのサービス区分で計上すること。
○理事長からの借入れについて、借入金明細書に記載されていないので、記載すること。

12

②社会福祉施設等　P.14
〇職員処遇
・児童が全員降園した時の開所時間について

保育所において、開所時間中に利用児童が帰宅するなどにより利用児童のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととすることも差し支えないとされておりますが、**次の留意事項**を遵守するよう指導しました。

【通知】「児童が全員降園した時の開所時間について」
平成30年7月27日付け豊こ政第549号

13

【 留意事項 】

1）閉所後も開所時間19時までは保護者等と連絡がとれる体制を整えておくこと。
2）土曜日において登園児童がいないため閉所予定としていた場合でも、急遽、保育士が必要な児童がいる時は保育を提供すること。
3）施設として上記取扱いを実施する前に保護者に説明をすること。
4）施設の重要事項説明書に記載すること。
5）開所時間内において保育が必要な児童がいる場合は保育を提供する必要があるため、保護者に対してお迎えの時間を早めることを促す等、意図的に開所時間を短縮する行為がないようにすること。

【 具体的な指導事項 】　P.14

〇入所児童が全員降園した後、閉園時間前に施設を閉める場合は、重要事項説明書にその旨記載するとともに、保護者に説明すること。

14

○利用者支援　P.15

・施設内の安全管理について

社会福祉施設等は、安全・安心な生活環境を利用者に提供することが責務です。安全（危機）管理で重要なことは、事故等を未然に防ぐことであり、また施設の運営者、管理者、職員がそれぞれの持ち場・立場を明確にして全員で取り組むことが安全（危機）管理に繋がります。緊急時の対策として、避難及び消火訓練を月1回以上（児童福祉施設）実施するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○避難及び消火訓練が実施されていない月があるので、毎月1回以上実施し、記録を整備すること。
○毎月、消火訓練を実施しているが、記録がない月があったため、消火訓練を実施した際も記録を整備すること。

15

○食事提供　P.15

・衛生管理について

検食（保存食）は衛生管理上、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50ｇ程度ずつ清潔な容器に入れ、密封し、－20℃以下で2週間以上保存しなければなりませんが、原材料を保存していない施設がありましたので指導しました。

【具体的な指導事項】

○原材料が保存されていなかったので、保存食については2週間以上保存すること。

16

○施設会計　P.15

・小口現金の管理について

少額な経費の支払いや、慣習上現金で支払うことが一般的な支出に充てるため、経理規程に区分ごとに限度額を設定し「小口現金」を設けることができ、「小口現金出納帳」で出入金を管理する必要があります。また、小口現金の精算は適宜適正に行う必要がありますが、職員による立替払が確認されたので、個人の金銭と法人、施設の金銭が混同しないよう、適正に管理するよう指導しました。

【具体的な指導事項】 P.16

○職員による立替払いが発生しているので、是正すること。
○小口現金の運用について、経理規程で規定されている保管限度額を超過していたため、経理規程に従って経理処理等の事務処理を行うこと。

17

・委託費の弾力運用について　P.16

（保育所のみ）

委託費の弾力運用を行う際には、要件ごとに経費への支出上限額が決まっており、支出上限額を超えて委託費を充当する場合には、こども事業課へ事前協議・事前承認の手続きが必要です。該当する場合に事前協議・事前承認の手続きを行っていない施設が見られたため、手続きを行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○積立て預金積立支出及び当期資金収支差額合計の額が、収入決算額の５％以上に相当しているが、所定の報告がなされていないのでこども未来部こども事業課へ報告すること。
○A保育園（拠点）からB保育園（拠点）に貸付けされているが、年度内に精算を行う必要があるため、速やかに精算すること。

18

③確認監査　P.16
・運営規程と重要事項説明書について

運営規程は園の管理規程として定めていただくものであり、重要事項説明書は保護者に対し同意を得て交付していただくものです。内容が実態と相違しているため、実態と一致するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

〇運営規程に記載されている利用者負担金と、重要事項説明書（入園のしおり）に記載されている実費徴収金の金額が相違しているので、実態と一致すること。

19

（6）令和5年度指導監査の主な重点指導事項　P.19　P.20

前年度の指導監査、社会福祉法の改正等を踏まえ
令和5年度の指導監査における主な重点事項としております。

〇本部運営　〇本部会計　〇職員処遇　〇利用者支援
〇食事提供　〇施設会計　〇確認監査

※各分野の重点事項について、ご確認をお願いいたします。

20

令和5年度
豊中市社会福祉法人等
指導監査実施方針（変更点）

21

○令和5年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針

【変更点】

3　指導監査等の実施について

（3）法人に対する特別監査の実施

上記（1）及び（2）に基づく指導監査において、度重なる指導を行ったにも関わらず、正当な理由もなく改善がみられない法人及び不祥事など市民の信頼を失墜するような行為を起こした法人、又はそのおそれがあると認められる法人については、一般監査のほか特別監査を実施することができる。特別監査の実施については、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として指導監査項目の絞り込みや、必要に応じて指導監査職員の増員など、詳細な確認を行うものとする。

22

○令和5年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針

【変更点】

5　特に改善に向けて配慮すべき事項

（2）施設

①職員処遇

ア　職員配置について

イ　非常災害対策計画・避難確保計画について

②利用者支援

ア　（略）

イ　施設内外の安全管理について

ウ～オ　（略）

カ　子どもへの関わりについて

③・④　（略）

⑤確認監査

ア・イ　（略）

ウ　運営規程と重要事項説明書について

エ　（略）

23

周知事項①

- 好事例集のお知らせ
- 社会福祉連携推進法人制度HPのお知らせ
- e-ラーニングのお知らせ

24

生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待が益々高まっている状況を踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、令和3年度に各所轄庁から推薦された好事例をまとめ、厚生労働省が作成したもの。

25

掲載先ＵＲＬ：https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf
厚生労働省トップページ>
政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保障・福祉一般＞社会福祉法人制度＞地域における公益的な取組

26

「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されております。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

27

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

28

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

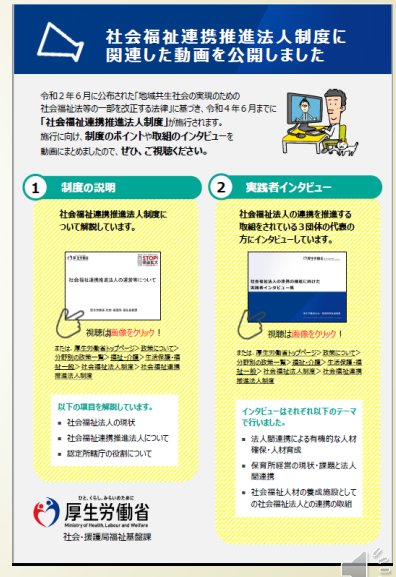

29

E-ラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計

30

◎厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21225.html
このページから下記の動画に直接アクセスできます（研修資料もあり）

1．【基礎から学べる研修動画】（YouTube）

■第一部　社会福祉法人の組織運営について（制度の変遷や組織体制）
https://www.youtube.com/watch?v=EXEa-T8qfYg

■第二部　社会福祉法人の財務会計について（計算書類や会計基準）
https://www.youtube.com/watch?v=Rj6ewvg3SX0

■第三部　社会福祉法人の財務会計の事務処理体制について（経理事務でつまずきやすい点など）
https://www.youtube.com/watch?v=aLW1sdPy__I

31

2．【研修が体験できる演習動画】（YouTube）

■演習動画（経理実務担当者向けのグループディスカッション動画を通した研修体験）
https://www.youtube.com/watch?v=V9yYGD1Arkc

■モデル研修動画（研修テーマの設定や開催方法）
https://www.youtube.com/watch?v=IIZn709RVf8

厚生労働省の専門官や講師によるわかりやすい研修動画です。
ぜひ、ご視聴ください！

32

周知事項②

・子どもへの「不適切保育」の防止に向けて

33

◆「不適切な保育」の防止に向けて◆

1．「不適切な保育」とは？　⇒　保育所保育指針に照らし、<u>子どもの人権・人格の尊重の観点</u>に照らし改善を要すると判断される行為

①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
③罰を与える・乱暴な関わり
④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
⑤差別的な関わり

2．「不適切な保育」が生じる背景　⇒　２つの課題

<u>●保育士一人一人の認識が十分でない</u>
・子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でない
・問題ないと思っていても、子どもの権利を侵害している可能性がある（認識のずれ）

<u>●職場環境に問題がある</u>
・多様化するニーズへの対応に追われ、十分な時間が確保できない
・日々の保育を職場全体として振り返る体制がない

34

◎対応策について

・「子どもの**最善の利益**が尊重されているか」を意識する
・保育士同士による**振り返り**や**話し合い**の場を定期的に持つ
・施設における**子どもとの関わり方**が適切なものであるかを振り返る
・**余裕を持って保育に臨む**ことができる職員体制の確保
・一人きりで保育を任されている状況を**減らす**

【対応策の具体例】

①子どもの人権・人格の尊重の観点に照らした適切な保育についての**教育・研修**の実施
②第三者評価や公開保育を活用し、**保育の在り方の気づき**を促す
③**保育計画の作成や振り返り**において不適切な保育が生じないよう配慮する
④不適切な保育**防止担当者**の配置や**報告プロセス**の整備等

⇒保育士個人による改善は難しく、組織全体としての対策が必要！

35

事務連絡

36

事務連絡

1．社会福祉法人現況報告書等の届出及び関係書類の提出

提出方法：財務諸表等電子開示システム等

提出期限：**令和5年（2023年）6月30日（金）**

2．地域貢献活動推進社会福祉法人登録制度への登録

地域における地域貢献活動等の取組みについて、ご登録いただきますようお願いいたします。

登録期限：**令和5年（2023年）8月31日（木）**※ 市ホームページに掲載しています

37

ご清聴、ありがとうございました。

アンケートを実施しております。
アンケートのご提出をもって、説明会への出席とさせていただきます。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

38